

こどもの権利と 児童虐待防止

児童虐待は、こどもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、こどもに対する最も重大な権利侵害です。

児童虐待への対応に際しては、常にこうした認識に立ち、「こどもの権利」を守ることが求められます。

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」

1989年11月20日国連総会において採択された、すべてのこどもたちが持つ基本的な権利を定めた国際的な条約です。この条約には、以下の4つの原則があり、わが国の「こども基本法」にも取り入れられています。

〈子どもの権利条約の4つの原則〉

- ・差別の禁止(差別のないこと)
- ・子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
- ・生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
- ・子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)

※出典:公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

児童虐待の防止等に関する法律では次の4類型に分類されています。

身体的虐待

- 殴る ● 蹴る ● 叩く ● 投げ落とす
- 激しく揺さぶる ● やけどを負わせる ● 溺れさせる
- 首を絞める ● 縄などにより一室に拘束する
- 意図的にこどもを病気にさせる 等

性的虐待

- こどもへの性的行為
- 性的行為を見せる
- 性器を触る又は触らせる
- ポルノグラフィの被写体とする 等

ネグレクト

- 家に閉じ込める ● 食事を与えない
- ひどく不潔にする ● 自動車内に放置する
- 同居人等の虐待を放置する
- 重い病気になっても必要な治療を受けさせない
- こどもの意思に反して学校等に登校させない 等

心理的虐待

- 言葉による脅し ● 無視、拒否的な態度
- こどもの目の前で家族に暴力をふるう
- きょうだい間での差別的扱い
- きょうだいに虐待行為を行う 等

児童虐待の防止・対応についての詳細は、
津市児童虐待防止・対応ハンドブックをご覧ください。

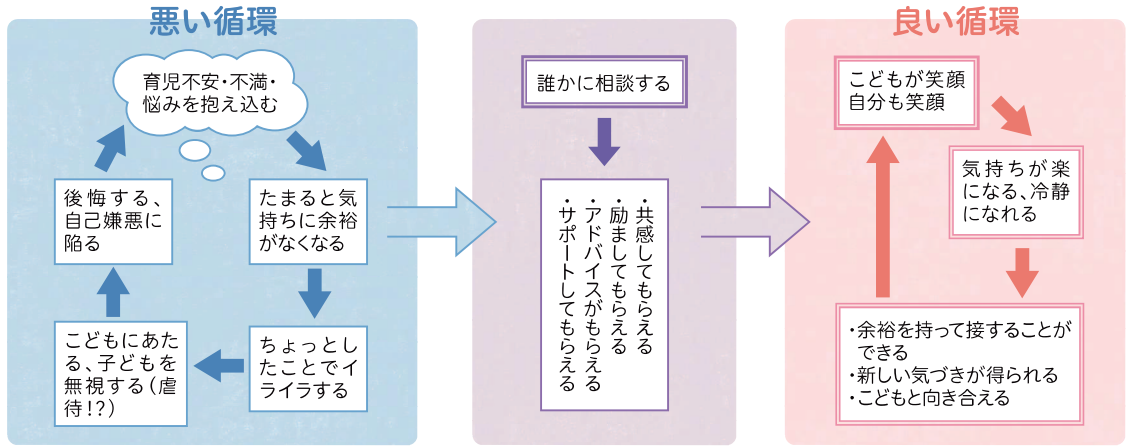


子育て中の 皆さんへ

「自分だけがうまく子育てできていない」「子育てを助けてくれる人がいない」「こどもの行動が気に入らない」など、こどもの心配ごと、親としての不安や悩みごとを抱えていませんか。子育ては、思うようにはいかないものです。さまざまな不安や悩みを一人で抱え込んでいると、ストレスは膨らむばかりです

1
Point

良い循環で
乗り切ろう！



2
Point

一人じゃないよ！ 気持ちを話そう

話すことで、張り詰めていた気持ちが軽くなったり、冷静に考えたりすることができ、解決策が思い浮かぶこともあります。



3
Point

家族や身近な人と話そう

学校や保育所・保育園・幼稚園、認定こども園等の機関に伝えるのも方法です。



4
Point

“こども家庭センター”に相談しよう

専門的なアドバイスが欲しいとき、深刻な状況に陥りそうなときなどに連絡してみましょう。

“こども家庭センター”は、0歳から18歳前までのこどもや、その保護者が抱えるあらゆる悩みや不安の相談にすることができます。TEL P44~P46参照



5
Point

子育て中の方と話そう

子育て支援センター、子育て広場、児童館、各種教室など、出かけた先で、不安や悩みを声に出してみませんか。「子どもってそうなんだ!」「自分だけじゃないのね」「私もそうそう!」と共感してもらえたり、安心できたりします。

